公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５３号
大分県速見郡日出町大字大神9535番地63
債務者　佐藤　繁浩
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古庄　玄知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
愛知県豊橋市下地町字横山54番地の３　606
債務者　高木　祐司
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　謙史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９５号
群馬県桐生市広沢町１丁目2932番地の10
債務者　吉田　恵一
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春山　典勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１３１５号
神戸市中央区旗塚通４丁目３番17号
債務者　本持　政良
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２６号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―1208号、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目29番地の64
債務者　東野　頼子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　麻鈴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８９８号
兵庫県西宮市樋之池町23番３―110号、前住所兵庫県芦屋市翠ヶ丘町13番２号
債務者　潘　　式材
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２０３９号
広島市東区牛田本町４―７―３　田中会計事務所内、住民票上の住所広島市安佐北区可部町大字勝木1224番地の５
債務者　菊本　克己
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８９号
広島市安佐北区口田南２丁目18番８号、申立時の住所広島市安佐南区高取北３丁目10番22―1006号
債務者　松本　一雄
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９０号
広島市安佐北区口田南２丁目18番８号、申立時の住所広島市安佐南区高取北３丁目10番22―1006号
債務者　松本　エリ
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１０号
広島県大竹市玖波４丁目８番６号センリ弐番館101号室、住民票上の住所山口県岩国市川西１丁目22番29号
債務者　高原　　優
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１１号
広島県大竹市玖波４丁目８番６号センリ弐番館101号室、住民票上の住所山口県岩国市川西１丁目22番29号
債務者　高原　正英
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９６号
愛媛県新居浜市中村３丁目２番55号
債務者　吉田　恒夫
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　多一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３７８号
福岡県久留米市合川町93番地６
債務者　小佐井宏徳
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７０５号
兵庫県芦屋市若葉町７番２―643号
債務者　K・プラス企画こと　山本　幸雄
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６２５号
埼玉県川口市大字東内野366番地　第２友和ハイツ201号、旧住所青森県北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字笹田39番地４
債務者　三浦友記子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田和志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５２号
京都府木津川市加茂町駅東４丁目11番地５
債務者　前田　章次
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係